

「登録（届出）済未使用車」を広告掲載する際の留意点

最近、「登録（届出）済未使用車」の広告において、単に「未使用車」とのみ表示したものや、走行距離が数百 km あるいは千 km を超える中古車について、「未使用車」と表示したものが見受けられます。

これらの広告については、「数百 km も走行しているのに未使用車というのはおかしい」という苦情も消費者から寄せられており、中古車の品質について、実際よりも優良であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあるものもみられます。

そこで、不当表示及び消費者トラブル未然防止の観点から、「登録（届出）済未使用車」を広告掲載する際の留意点をまとめましたので、適切な広告表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

「登録（届出）済未使用車」とは

初度登録（届出）された車両で、かつ、使用又は運行に供されていない車両（中古車）

【「登録（届出）済未使用車」について表示する際の留意点】

- 1) 単に「未使用車」と表示するのではなく、「登録（届出）済未使用車」と表示すること
- 2) 併せて、「初度登録（届出）された車両で、使用又は運行に供されていない中古車である旨」を明瞭に付記すること
- 3) 使用又は運行に供されたと考えられる車両（例えば走行距離が百 km を超える車両※）について、「登録（届出）済未使用車」の表示は行わないこと

※走行距離に関係なく、一旦ユーザー名義で登録（届出）された車両や、試乗車や代車として用いた又は運行に供された車両は「登録（届出）済未使用車」と表示することはできません

⇒ 次頁へ続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111

FAX. 03-5511-2112

【 表 示 例 】

届出済未使用車とは

初度届出された車両で、使用又は運行等に供されていない中古車です

当社の届出済未使用車は・・・

- ★全車初度届出から3年又は6万kmのメーカー保証付
- ★全車定期点検整備実施（納車時）
整備費用は価格に含まれます

スカーレット G 660



届出済未使用

初度届出 H26/9 車検 H29/9
スカイブルー
走行 10 km 修復歴なし
リ済込 車台No.999

79.8万円
(消費税8%込み)

※価格には保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用は含まれません

【 その他の留意点 】

1) 通常の中古車と同様に、「走行距離数」や「修復歴の有無」はもちろんのこと、「定期点検整備実施状況」や「保証の有無」等の必要表示事項を明瞭に表示すること

【一括表示の例①】メーカー保証を継承し「保証付」と表示する場合

- 全車保証付（メーカー保証継承、初度登録から3年、走行距離6万kmまでの部分保証）
- 全車定期点検整備実施（納車時）、整備費用は販売価格に含まれます

【一括表示の例②】メーカー保証を継承しない場合

- 全車保証なし（別途定期点検整備（21,600円）の実施によりメーカー保証継承できます）
- 全車定期点検整備なし

2) 車両購入の際に、次回車検時までのオイル交換や次回車検時の整備費用を含んだパック商品等の購入を条件としている場合は、パック商品等の価格を販売価格に含めて表示すること

⇒「販売価格」とは「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格」

3) 「新車」の価格と比較してお得である旨を表示するなど、不当な二重価格表示に該当するおそれのある表示は行わないこと

⇒登録（届出）済未使用車は、一旦登録（又は届出）された商品（中古車）であり、新車とは品質や経済価値等が異なる商品（新車と中古車は同一の商品とは言えない）

4) 「新車購入時に必要な重量税がかからないからお得」等、新車と比べ、販売条件が有利であると誤認させるおそれのある表示は行わないこと

⇒重量税は、車検残存期間分の経済価値として販売価格に含まれており、その経済価値は消費者が購入時に支払っている

5) 「新品」、「新車同様」、「新古車」など、登録済未使用車が中古車でないかのように誤認を与える表示は行わないこと